



IBLCE® IBCLC 認定資格および再認定の教育における助言的意見

IBLCE® Advisory Opinion on Education for IBCLC Eligibility and Recertification (Japanese)

背景

2020年8月版の IBLCE® ブリーフィングでは、IBLCE は世界保健機構（WHO）の母乳代用品のマーケティングに関する国際規準（1981年）と、それに続く世界保健総会（WHA）決議の目標を支持することを断言しています。

その情報の一部として、IBLCE は以下を明言しました。

製品が母乳代用品のマーケティングに関する国際規準の対象となる企業（乳児用粉ミルク、哺乳瓶、乳首など）、搾乳器会社、製薬会社、乳首クリーム、ベビースリング、ベビーカー、授乳枕、授乳用ツールなどの母乳育児やベビー用品を販売する事業者から取得するいかなる教育単位についても、IBLCE は2022年以降に取得した単位は認定/再認定に認めないこととなりました。

それ以降、IBLCE は IBCLC および母乳育児支援カウンセラー団体から、このポリシーにおいて世界保健機構の母乳代用品のマーケティングに関する国際規準に従ってその義務に違反していない団体の包含、そしてそれに続く解決と、授乳のサポートと保護を促進および補足するのに使用されることがある乳首クリーム、ベビースリング、ベビーカー、授乳枕、授乳用ツールなどの市場アイテムに関して、多数の問い合わせを受けました。

認定評議会の重要な事項に関する一般的な慣行として、IBLCE よりこの件についての助言的意見を発表します。助言的意見は、IBCLC 認定の資格に必要なラクテーシ

ョンに特化した教育を取得する志願者、ならびに IBCLC として再認定に必要な継続的な教育を受ける IBCLC にガイダンスを提供を意図するものです。

助言的意見

IBLCE は、IBCLC 認定の資格または IBCLC の再認定のための教育を受けることに関する 2020 年 8 月のコミュニケーションについての問い合わせおよびコメントを見直し、そのいくつかに正当性を認めましたので、先に明記した 2020 年 8 月の *IBLCE* ブリーフィングポリシーを次の通り改訂します。

製品が *母乳代用品のマーケティングに関する国際規準*（乳児用ミルク、哺乳瓶、乳首など）の対象となる企業から取得するいかなる教育単位についても、IBLCE は 2022 年以降に IBCLC 認定の資格のため、または IBCLC 再認定の継続的な教育のためのラクテーションに特化した教育に認めないこととなりました。これは、そのような製品のメーカー、販売店、販売業者を含みます。

IBLCE の意図するものは、その独自のポリシーがすでに認める乳首クリーム、ベビースリング、ベビーカー、授乳枕、授乳用ツールなどの製品が *母乳代用品のマーケティングに関する国際規準*に違反しないという WHO 基準の目標とそれに続く解決をサポートし、授乳を支援および促進することです。

しかし、IBLCE は WHO 基準および/またはそれに続く解決に従う義務を果たさない団体、さらには無防備な家庭を利用して商業上の利益を得る可能性のある者が、時として「教育的な」団体、研究補助金、複雑な法的構造の関連性を利用するなどのより巧妙な策略を用いて彼らの製品の販売に従事している場合があるということを警告します。

IBLCE は全ての教育提供者に対し、商業的な関係においては慎重に熟考し、WHO 基準およびそれに続く解決によってカバーされるいかなるアイテムのメーカーや販売店と、彼らが構築する可能性のあるいかなる商業的な関係のその範囲および役割については、生徒/参加者/出席者に完全な透明性を提供することを推奨します。

IBCLC 認定を目指す個人および IBCLC 認定を保持する者は、教育を提供する者に質問し、不明瞭な場合は、その主催者および/または教育活動のスポンサーに詳細情報を求めることが推奨されます。

この助言的意見の注記は、続いてどのようにこの助言的意見が適用されるかの実例の提供します。

IBLCE® IBCLC 認定資格および再認定の教育における助言的意見への注記

例 1： 予算の限られた小規模な母乳連盟は、ミルクも販売する搾乳器会社にスポンサーとなってもらい教育イベントを計画します。その連盟は、このスポンサーがいなければ出演者やイベント費用をまかなうことができません。

この活動から得たいかなる教育的な時間も、彼らが WHO 基準に準拠していない団体からの援助を受けているため、IBCLC の資格用としても再認定用としても認められません。

例 2： ある個人開業の IBCLC が、WHO 基準およびそれに続く解決に基づく義務を満たす企業によって製造および販売されている、乳首クリームや授乳枕のような母乳育児支援製品を販売しています。その個人開業医は IBCLC の教育も提供しています。

この場合の教育は、そのような製品のマーケティングおよび販売が WHO 基準に違反しないため、IBCLC 資格または再認定用として認められる場合があります。ただし、IBCLC は、その教育的なセッションの前とその開始時の両方で、いかなるこのような商業的な関係も開示しなければなりません。さらに、母乳育児家庭の先入観を減らすために、個人開業医は、これらの製品が購入可能であっても必須ではなく、別の場所でも購入できることを書面にて知らせるべきです。

例 3： 無料のトレーニングイベントが病院で提供され、WHO 基準およびそれに続く解決に従う義務を果たさないある企業と提携した教育期間によって後援されています。

このような教育は IBCLC 資格または再認定用として認められません。